

協議 3

第3次秋田市公共交通政策ビジョン等策定業務の業者選定方式について

1 業務の目的

本業務は、平成28年3月に策定した第2次秋田市公共交通政策ビジョン（秋田市地域公共交通網形成計画）が令和2年度末で計画期間終了となることから、現計画策定時からの社会経済情勢の変化や道路交通や公共交通を取り巻く環境の変化等を把握したうえで分析・評価を行い、今後の本市における公共交通を柱とする各種施策を推進するため、新たに「第3次秋田市公共交通政策ビジョン」を策定するものである。

2 主な業務内容

- ・現計画の進捗状況の整理、目標達成状況や取り組みの検証
- ・社会経済、公共交通を取り巻く環境の変化の把握
- ・市民の公共交通に関する意識調査
- ・検証結果等を踏まえた施策の検討

3 業者選定方式

本業務は、本市の地域特性や交通全般の現状分析や課題の抽出、市民の公共交通に関する意識調査の内容や分析手法等、公共交通に関する専門知識を活かした技術的な提案に基づく審査を必要とすることから、価格のみで事業者を決定する一般競争入札方式ではなく、総合的に評価することができる「**公募型プロポーザル方式**」により事業者を選定しようとするものである。

【参考】選定方式比較表

選定方式 比較項目	公募型プロポーザル	一般競争入札
契約形態	随意契約	競争入札
業者選定	価格のみにとらわれず、提案内容に優れた者を選定することができる。	最低価格で入札した者が落札者となるため、入札参加者の能力を評価することができない。
評価基準	価格のみではなく、業務実績や提案内容などを評価対象とすることで、総合的な評価が可能。	価格のみの評価であり、総合的な評価は不可能。
適性	○	×